



## 雇用保険マルチジョブホルダー制度

弊社で1週18時間働く65歳の従業員から、「雇用保険に入りたいので証明書類を作成してほしい」と依頼されました。本人は弊社以外にも他社で週10時間働いているとのこと。特例的に雇用保険の被保険者になれるとのことですが、どのような制度なのでしょうか。

社会保険労務士法人  
庄司茂事務所

特定社会保険労務士

庄司 茂



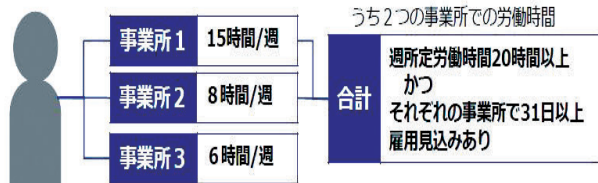
従来の雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が週所定労働時間20時間以上かつ21日以上雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。

これに対し、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して以下の適用対象者の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申し出を行うことで、申し出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高齢被保険者）となることができる制度です。（2022年1月1日施行）

### (1) 制度の対象者

マルチ高齢被保険者となるには、労働者が以下の要件をすべて満たすことが必要です。雇用保険マルチジョブホルダー制度の場合、雇用保険の適用には本人の申し出が必要です。加入後の取り扱いは通常の雇用保険の被保険者と同様で、任意脱退はできません。

- ①複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- ②2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ③2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること



### (2) 失業した場合の給付

マルチ高齢被保険者であった方が失業した場合（以下①）には、一定の要件（以下②）を満たせば、高齢求職者給付金を受給することができるようになります。高齢求職者給付金とは、被保険者であった期間に応じて基本手当日額（以下③）の30日分または50日分の一時金です。

- ①2つの事業所のうち1つの事業所のみを離職した場合でも受給することができます。ただし、左記2つの事業所以外の事業所で就労をしており、離職していないもう1つの事業所と当該3つ目の事業所を併せて、マルチ高齢被保険者の要件を満たす場合は、被保険者期間が継続されるため、受給することができません。
- ②離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6カ月以上あること等の要件があります。
- ③原則として離職の日以前の6カ月間に支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額の、およそ5~8割となっています。

### (3) 事業主の協力と注意点

- ①マルチジョブホルダーが雇用保険の適用を受けるためには、事業主の協力が必要不可欠です。労働者から必要な証明を求められた場合は、速やかに対応しましょう。
- ②事業所の雇用保険の成立手続きが済んでいない場合は、別途手続きが必要になります。
- ③マルチジョブホルダーが申し出を行ったことを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更など、不利益な取り扱いを行うことは法律上禁じられています。
- ④マルチジョブホルダーがマルチ高齢被保険者の資格を取得した日から、事業主に雇用保険料の納付義務が発生します。